

浜松市シティプロモーション推進本部設置要綱

改正 平成 19 年 7 月 9 日
改正 平成 20 年 4 月 1 日
改正 平成 21 年 4 月 1 日
改正 平成 22 年 4 月 1 日
改正 平成 23 年 4 月 27 日
改正 平成 23 年 7 月 1 日
改正 平成 24 年 4 月 1 日
改正 平成 27 年 7 月 1 日

(設置)

第 1 条 市は、全庁を挙げて総合的かつ戦略的にシティプロモーションを推進することを目的とする浜松市シティプロモーション推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) シティプロモーション推進方針（以下「推進方針」という。）の策定に関する
こと
- (2) 推進方針に基づくシティプロモーション事業の評価に関する
こと
- (3) 前号に定めるもののほか、全庁的なシティプロモーションの推進について
必要な事項に関する
こと

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には市長、副本部長には産業部を所管する副市長をもって充てる。
- 3 本部員には、別記 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(プロジェクトチーム)

第 4 条 全庁的なシティプロモーション事業を機動的に行うため、推進本部にプロジェクトチームを置くことができる。

- 2 プロジェクトチームは、推進方針に基づく具体的な事業の企画立案を行うとともに、当該事業の推進に向けた関係各課の連携・調整等を行う。
- 3 プロジェクトチームは、シティプロモーション推進方針の重点テーマに関連する課の職員をもって組織する。
- 4 プロジェクトチームは、推進本部で決定した事項を推進した成果等について、推進本部に報告しなければならない。

(外部委員)

第5条 推進本部には、学術経験者や専門家を外部委員として置くことができる。
2 外部委員は、全庁的なシティプロモーションの推進に向けて、推進本部並びに関係各課に対し、意見やアドバイス等を行う。

(会議)

第6条 推進本部は本部長が招集し、プロジェクトチームは、観光・シティプロモーション課長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、庁議において第1条に掲げる推進本部の所掌事務に関する審議、報告、連絡等が行われた場合は、当該庁議を本部の会議とみなす。

(意見の聴取)

第7条 推進本部及びプロジェクトチームは、必要に応じて学識経験者等の意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、観光・シティプロモーション課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月17日から施行する。

この要綱は、平成19年7月9日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月27日から施行する。

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別記1(第3条関係)

副市長、教育長、水道事業及び下水道事業管理者、危機管理監、部長、担当部長、会計管理者、区長、消防長、議会事務局長、保健所長、東京事務所長、監査事務局長